１８長寿第32404号

平成１８年９月２６日

　各指定福祉用具貸与事業者　様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

（公印省略）

指定福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について

　このことについては、別添のとおり平成１８年８月１４日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡（以下「事務連絡」という。）で通知され、「介護保険対象サービスと対象外サービスの価格差」について「指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とならないこと。」とされたところです。

福祉用具貸与の価格については、各事業者において、商品の購入価格及び減価償却等並びにサービス提供に要する経費等を基に設定されているものであり、どういう価格設定をするかについては介護保険制度とは本来無関係ですが、保険給付の対象外の福祉用具貸与サービス（以下「一般レンタル」という。）の事業において不合理に低い価格を設定し、将来の介護保険利用でその損失を補てんするといった運営が行われれば、一般レンタルの事業運営に要する経費が保険給付の対象となる指定福祉用具貸与（以下「介護保険対象レンタル」という。）の事業に転嫁されているものであり、介護保険制度上、不適切な運営と言わざるをえません。

事務連絡を受けて介護保険対象レンタルと一般レンタルの価格に差を設けようとする事業者にあっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号。以下「基準」という。）」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号。以下「予防基準」という。）」及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日付け老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」を遵守のうえ、介護保険対象レンタル・一般レンタルともにその適切な提供をお願いします。

記

１　厚生労働省老健局振興課からの事務連絡の解釈について

　(1) 「サービス内容の相違等」について

　　次のいずれかに該当する場合はサービス内容に相違があると認められる。

①　介護保険対象レンタルで取り扱う福祉用具と一般レンタルで取り扱う福祉用具が区分されていること。

②　介護保険対象レンタルの提供にあたっては、単に福祉用具を利用者に貸与するというサービスではなく、基準又は予防基準等に従いサービスを提供する必要があり、このうちには、モニタリングの実施等、一般レンタルには必ずしも義務づけられていないサービスが存在しているため、この相違をサービス内容の相違とするもの。

③　福祉用具の減価償却の終了等の福祉用具自体にかかる費用その他合理的と認められる相違が存在する場合。

　(2) 「両者の価格が異なることは、通常問題とならないこと」について

　　　事業者において、サービス内容の相違等にかかる費用を適切な形で価格に反映させている場合は、介護保険対象レンタル、一般レンタルの価格双方に合理性があり、問題とならない。

２　一般レンタルとして価格に差を設ける際の留意点について

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」において、

「介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ　利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ウ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ　会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。」

　とされていることから、次により取り扱われたい。

(1) 価格差に表れているサービスの相違の内容を、別事業としての一般レンタルの運営方針等に記載するとともに、当該サービスが介護保険の給付の対象とならないサービスであることを利用者に対して説明し、理解を得ること。

(2) 別事業としての一般レンタルにかかる料金表又はカタログ等を作成することにより、その価格差を常に明らかにしておくこと。

(3) 介護保険対象レンタルであるか、一般レンタルであるかについては、利用者との契約関係により明確にし、会計も区分すること。

(4) 要支援者又は要介護１である利用者（以下、「軽度者」という。）に対して９月末日まで介護保険対象レンタルとして提供していた福祉用具を、商品の入れ替えをせずに１０月以降一般レンタルとして提供することは可能ではあるが、不合理な差額とならないよう注意すること。

(5) 事務連絡３の（４）の①にも記載されているが、一般レンタルは介護保険制度による規制等はないものの、事業者は介護保険法に基づく指定事業者であることにかんがみ、サービス内容、特に衛生管理や安全性の確保等に配慮すること。

(6) 軽度者に対して、一般レンタルとしてのサービスを提供した場合に、後に当該軽度者の要介護度が高くなったことのみをもって、それまでの一般レンタルが自然と介護保険対象レンタルとなるものではなく、適切なケアマネジメントに基づいて当該サービスが介護保険の対象となるか否かが決定されるものであること。

その際、減価償却の終了等の福祉用具自体にかかる費用の差があることを理由に価格差を設けている場合は、同じ福祉用具を介護保険対象レンタルの対象とした場合の価格が不合理なものと考えられる場合があるので留意すること。

なお、上記を満たした場合であっても、介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与事業の実施にあたって、その価格差の根拠となるサービスが提供されていない場合は、当該サービスを介護保険の給付対象としないことがあること。